

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成19年
1月9日
(火曜日)

目次

- 告示
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(住宅課).....一
- 公告
国土調査の成果の認証(地域政策課).....二
大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出(商政課).....二
大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課).....二
県営牟礼小野地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....三
- 雑報
県報の正誤(平成十八年八月十一日山口県告示第四百三十七号).....三



山口県告示第七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七條の五第一項の規定により、彦島角倉県営住宅バリアフリー改善工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定められた。

平成十九年一月九日

一 彦島角倉県営住宅バリアフリー改善工事

山口県知事 二 井 関 成

- (一) 工事場所 下関市彦島角倉町三丁目地内
- (二) 工事の概要

工	種	数量又は戸数
バリアフリー住戸改善工		九二戸
階段室型エレベーター設置工		一一基

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が三十分以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成十九年一月五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七條の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(の建築一式工事の数値が八百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。))を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(一) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(二) 申請書等の提出場所
山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号

(三) 申請書等の提出期間及び時間
平成十九年一月十九日から同月二十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成十九年二月二日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課(電話〇八三一九三三―三八七〇)にすること。



(一) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成十九年一月九日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
長門市	平成十六年五月十二日から平成十八年二月二十七日まで	長門市地籍図	東深川の一部
柳井市	平成十七年八月十一日から平成十八年十月三十日まで	柳井市地籍簿	平郡の一部

二 認証年月日

平成十九年一月九日

(三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十九年一月九日から同年五月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年一月九日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 デオデオ山口本店

所在地 山口市平井九〇

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 デオデオ

住所 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

代表者の氏名 友則 和寿

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称	(仮称)デオデオ新山本店	デオデオ山口本店

四 届出年月日

平成十八年十二月二十二日

五 変更年月日

平成十八年十二月一日

(四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年八月二十二日山口県公告(四四六)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年一月九日から同年二月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年一月九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ルルサス防府
所在地 防府市栄町一丁目三三
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年八月二十二日山口県公告(四四七)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年一月九日から同年二月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年一月九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 シーモール下関ショッピングセンター
所在地 下関市竹崎町四丁目一
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(六) 県営牟礼小野地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営牟礼小野地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年一月九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 縦覧に供する書類
県営牟礼小野地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間

平成十九年一月十日から同月二十九日まで
縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課



正 誤

平成十八年八月十一日山口県告示第四百三十七号(保安林予定森林)

八	ページ		
下	段		
三	行		
		一七六九(次の図に示す部分に限る。)	誤
		一七六九	正

平成十九年一月九日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）